

新潟市都市政策部に置く室及び係の事務分掌要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定める場合を除き、新潟市行政組織規則（以下「規則」という。）に定める都市政策部に置く室及び係の分掌事務について必要な事項を定めるものとする。

(分掌事務)

第2条 規則第5条に規定する都市政策部に置く室及び係の分掌事務は、次の表のとおりとする。

課	室・係	分掌事務
都市計画課	(グループ制)	部の事務事業の総合調整に関する事項
		部の予算及び決算の総括に関する事項
		部の主要事業の推進に係る関係機関との連絡調整に関する事項
		都市計画審議会に関する事項
		都市計画の企画及び調査に関する事項
		都市計画マスタープランに関する事項
		駐車場法（昭和32年法律第106号）に関する事項
		国土基本図の作成及び管理に関する事項
		都市計画の調整に関する事項
		市街化区域，市街化調整区域，地域地区，地区計画その他の都市計画に関する事項
		都市施設の計画の調整に関する事項
		景観の届出に関する事項

		屋外広告物の適正化に関する事項
		風致地区に関する事項（他の課の所管するものを除く。）
		開発行為の許可等の総括に関する事項
		開発審査会に関する事項
		国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）に係る事務の総括に関する事項
		土地利用審査会に関する事項
		部内各課及び政策監の庶務に関する事項
		部の他の課及び機関並びに政策監の所管に属しない事項
	街区液状化対策室	宅地液状化防止事業に関する事項
まちづくり推進課	（グループ制）	市街地開発事業の認可等に関する事項
		市街地開発事業の計画等に関する事項（他の課の所管するものを除く。）
		土地区画整理組合等の設立指導の総括に関する事項
		土地区画整理組合等に対する技術援助及び指導の総括に関する事項
		土地区画整理組合等に対する助成措置に関する事項
		市街地再開発事業等の事業推進に関する事項
		市街地再開発事業等に係る組合等に対する技

		術援助及び指導に関する事項
		市街地再開発事業等に係る組合等に対する助成措置に関する事項
		特定事業の企画，調整及び推進に関する事項
		市民のまちづくり活動の支援に関する事項
		まちづくりの推進に係る調査及び計画並びに事業の調整に関する事項
		景観計画に関する事項
		景観審議会に関する事項
		屋外広告物に関する事項（他の課の所管するものを除く。）
都市交通政策課	企画係	総合都市交通体系に関する事項
		交通バリアフリーに関する事項
		公共交通機関の利用促進に関する事項
		タクシーに関する事項（他の課の所管するものを除く。）
		前各号に掲げるもののほか，都市交通に係る企画及び調整に関する事項（他の課の所管するものを除く。）
	地域交通整備室	バス交通に係る企画及び調整に関する事項
		区バスの運行制度に関する事項
		住民バスの支援制度に関する事項
		鉄道に関する事項（他の課の所管するものを除く。）

	交通ネットワーク推進室	バス交通システムに関する事項
港湾空港課	(グループ制)	新潟港及び新潟空港の振興に関する事項（観光・国際交流部国際観光課の所管するものを除く。）
		新潟港及び新潟空港の整備促進に関する事項
		新潟港海岸の利用及び活用に関する事項
		新潟港海岸の整備促進に関する事項
		新潟空港周辺環境対策に関する事項
技術管理課	(グループ制)	土木工事及び建築工事の積算基準及び積算単価の調整及び作成に関する事項
		設計積算システムの管理に関する事項
		建設工事総合評価方式の技術評価に関する事項
		国土交通省所管に係る労務費等の調査に関する事項
		工事の資材単価等の市場調査に関する事項
		土木工事及び建築工事に係る新技術及び新工法に関する事項
		技術職員の研修に関する事項
		公共工事のコスト縮減に関する事項
		建設副産物対策に関する事項
		建設事業における電子納品に関する事項
		国土交通省所管補助事業に係る会計実地検査

		の連絡及び調整に関する事項
		定期監査に関する事項（工事に係るものに限る。）
		公共工事品確法等への対応に関する事項
		その他土木工事及び建築工事の技術管理に関する事項
	工事検査室	工事の検査に関する事項
		工事に係る設計，測量，試験及び調査の検査に関する事項
		工事，委託業務の成績評定に関する事項
		土木工事及び建築工事の共通仕様書，技術基準等に関する事項
		測量・調査・設計業務委託の共通仕様書に関する事項
		技術職員の研修に関する事項
		公共工事品確法等への対応に関する事項
		優良工事表彰に関する事項

第3条 規則第14条に規定する都市政策部の管理の下に設置する機関に置く係の分掌事務は，次の表のとおりとする。

機関	係	分掌事務
G I Sセンター	（グループ制）	地理情報システム（G I S）活用の調査研究及び推進に関する事項
新潟駅周辺整備事務所	（グループ制）	新潟駅周辺地域の都市拠点形成に関する事項
		新潟駅付近連続立体交差事業に関する事項

		新潟駅周辺地域の街路整備に関する事項
		新潟駅周辺地域の市街地開発事業に関する事項
		新潟駅周辺整備に係る取得用地の管理に関する事項

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 2 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 8 月 20 日から施行する。